

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一一年一月二五日法律第一四〇号)(参)

一、提案理由(平成一一年一月二日・参議院本会議)

○西田吉宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、議院運営委員会提出によるものでありまして、一般職の国家公務員に準じ、育児休業中の国会職員に期末・勤勉手当等を支給しようとするものであります。

以上が両法律案の趣旨及び内容でございます。

何とぞ御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院議院運営委員長報告(平成一一年一月八日)

○大島理森君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案であります。本案は、一般職の国家公務員に準じ、育児休業中の国会職員に対しましても期末・勤勉手当等を勤務実績に応じて支給しようとするものであり、平成十二年一月一日から施行することといたしております。

両法律案は、いずれも参議院提出によるもので、去る十二日本委員会に付託され、本日、提案理由の説明を聴取し、順次採決の結果、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。